

議員案第20号

議案第28号令和2年度小金井市一般会計補正予算（第2回）に対する
決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年6月2日提出

小金井市議会議員

白井 亨
湯沢 綾子
斎藤 康夫
片山 薫
宮下 誠
渡辺 大三
水上 洋志

議案第28号令和2年度小金井市一般会計補正予算（第2回）に対する
決議

小金井市議会は、議案第28号令和2年度小金井市一般会計補正予算（第2回）に
関して、以下の意見を付して議決するものである。

- 1 現下の厳しい社会経済状態から考えて、本来であれば、市長は、本年度の早い段階で、市民や事業者を支援する補正予算を編成し、臨時議会を招集すべきであった。
- 2 困窮する事業者への事業継続支援給付金は、事業者にとって生命線にもなるものであり、給付の範囲や金額などについて、市長は議会とも適切な事前調整を行うべきであった。
- 3 市長が提案している事業継続支援給付金事業について、現下の事業者の極めて厳しい困窮状況を踏まえれば、他市でも例があるとおり、飲食店への支援や、売上減少の大きい事業者（自己所有物件での事業者含む）への傾斜配分など、速やかに追加の支援策に着手すべきである。
- 4 図書館における書籍の消毒のため、本館と貫井北分室に消毒機を導入することであるが、感染の「第二波」も強く懸念される中、全分室への配備も検討されたい。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第21号

法秩序を無視した政権運営に抗議し、検事長の定年延長に関する閣議決定の撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月5日提出

小金井市議会議員

鈴木成夫
水谷たかこ
坂井えつ子
田頭祐子
片山薰
渡辺大三
板倉真也

法秩序を無視した政権運営に抗議し、検事長の定年延長に関する閣議決定の撤回を求める意見書

政府は、2020年5月18日、検察庁法改正案の今国会での採決・成立を断念した。

改正案は、現在63歳の検察官の定年（最高検察庁検事総長は現行も65歳）を段階的に65歳に引き上げるとともに、検事総長を補佐する次長検事、高等検察庁（以下「高検」という。）検事長、地方検察庁（以下「地検」という。）検事正らは63歳を機に役職を退くと規定する一方、政府が「公務の運営に著しい支障が生じる」と認める場合には63歳を過ぎても、さらに65歳の定年を超えてその役職にとどまれる特例を設けるなどとしている。

政権にとって都合の良い幹部だけを恣意的にその役職にとどめることができるようになり、憲法の基本原則である三権分立や、検察に求められる独立性・政治的中立性を根底から脅かすものと言わざるを得ない。

この法案に対して、インターネットなどで急速に反対の世論と運動へと広がった。ツイッター上の「#検察庁法改正案に抗議します」の投稿は数百万の規模に上り、俳優や歌手、作家ら著名人も次々と声を上げ、日本弁護士連合会会長や、元検事総長ら検察OB、東京地検特捜部OBも異例の反対声明・意見書を発表する事態となった。

しかも、黒川弘務前東京高検検事長が新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の下で、新聞記者らと複数回にわたり賭けマージャンに興じていたことが発覚し、黒川弘務氏は辞任するに至った。

全国人民に不要不急の外出自粛が求められ、国会では自身の定年延長が発端となった検察庁法改正案をめぐり緊迫した状況の下で、賭けマージャンに熱中するというのは非常識にも程がある。賭けマージャンは刑法の賭博罪に問われる。辞任は当然である。それに対して、実質的に退職金に全く影響がない「訓告」という軽すぎる処分に、多くの国民から怒りの声が上がっている。

国家公務員法第84条では、「懲戒処分は任命権者がこれを行う」と規定しており、検察庁法第15条では、検事長の任命権者は「内閣」としている。何故、「訓告」にとどまつたのかについて、首相の説明責任が問われるとともに、徹底した真相究明が求められる。「訓告」処分は不公平で甘すぎると言わざるを得ず、本来は「懲戒」処分とすべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、一連の法秩序無視、国民無視の政権運営に抗議するとともに、黒川弘務前東京高検検事長の「訓告」処分に関わる経過と責任を国民に明らかにするとともに、改正案のうち検察幹部の勤務延長を政府の一存で可能にする特例を直ちに撤回し、検事長の定年延長に関する閣議決定そのものを白紙撤回することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様
法務大臣様

議員案第22号

国民を守るための「真水100兆円規模の財政出動」を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月5日提出

小金井市議会議員

白井 亨
斎藤 康夫
片山 薫
渡辺 大三

国民を守るための「真水100兆円規模の財政出動」を求める意見書

新型コロナウイルスは国内において本年3月中から感染者が拡大し、深刻な状況を呈していた。しかし、政府はその対策として令和2年度当初予算の修正はせず、当初予算成立後に第1次補正予算として26兆円を提出し成立させた。しかし、その内容は現下の対策としては全く不十分であることが指摘され、第2次補正予算を提案せざるを得なくなった。

政府与党内の議員連盟が令和2年4月30日に「真水100兆円」を第2次補正予算編成に向け提言したが、今回閣議決定した32兆円の補正予算は金額の不足もさることながら、「粗利補償」という理念が全く参酌されないものであった。

新型コロナウイルスによる今後の日本経済への影響は深刻であり、昭和5年の大恐慌並みの経済危機の到来が予想される。コロナ禍という未曾有の災害によりすでに国民生活の困窮、就学の断念、医療・介護の困難、相次ぐ倒産・廃業等、日本経済の混乱が続いている、今後は新型コロナウイルスによる死者数以上の、経済的理由による自殺者が発生する恐れは否定できない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、前例にとらわれることなく、以下の事項を例に迅速かつ大胆できめ細かい「真水100兆円規模の財政出動」をすることを求めるものである。

- 1 粗利を補償する「持続化給付金」の創設（50兆円）
- 2 中小企業に政府保証による資本注入（永久劣後債活用）（10兆円）
- 3 医療・介護の現場への支援（処遇改善、抗体・PCR検査の強化、ワクチン等薬剤研究推進）（5兆円）
- 4 地方公共団体への臨時交付金の追加交付（5兆円）
- 5 「特別定額給付金」の複数回追加（10万円×2回）（26兆円）
- 6 「高等教育就学支援制度」の拡充（学費の減免、給付型奨学金）（1兆円）
- 7 雇用対策として、臨時公務員の積極的採用
- 8 全ての品目を軽減税率とし、消費税率を0%とする

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様
財務大臣様
文部科学大臣様
厚生労働大臣様
経済産業大臣様

議員案第23号

新型コロナウイルス等の感染症対策として、地方選挙の期日延期を可能とする法整備を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月16日提出

小金井市議会議員

白井 亨
坂井 えつ子
田頭 祐子
渡辺 大三

新型コロナウイルス等の感染症対策として、地方選挙の期日延期を可能とする法整備を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延は、我が国の社会経済に未曾有の深刻な影響を与えており、政治や行政の仕組みもおのずと大きな変革を迫られている。

そのような中、本市においては、来年3月21日に市議会議員選挙が予定されている。

本年のデータから見て、3月下旬は、新型コロナウイルス感染の拡大期に当たり、仮に来年も同じ傾向であれば、民主主義の根幹であり、市民代表を選出する選挙が、非常に不正常な形で執行されることになる。また、投票する有権者や投開票事務従事者を危険にさらすことにもなる。選挙の準備が3か月ほど前から本格化することを考えると、立候補予定者とその働きかけを受ける有権者との接触も増え、感染を拡大させることにもつながりかねない。国民や民間企業に自粛を要請しながら、公職者や立候補予定者がそれに逆行することになり、本末転倒である。

そのような事態を避けるためには、一般に新型コロナウイルスの感染が拡大しやすい時期の地方選挙は延伸できるよう適切な法改正が望まれる。

一例として、地方自治体の議員及び長について、半年以内の任期延長を可能にすれば、感染蔓延が懸念される11月から5月上旬の選挙は、感染蔓延期を回避して、5月中旬から下旬以降の投票日に延伸することが可能になる。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、地方選挙制度を改正するために必要な法整備を、遅くとも本年中に完了するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

議員案第24号

東京都に対し、都立病院・公社病院の地方独立行政法人化の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月16日提出

小金井市議会議員

田頭祐子

片山薰

たゆ久貴

東京都に対し、都立病院・公社病院の地方独立行政法人化の中止を求める意見書

東京都は2020年3月31日、都立病院・公社病院を地方独立行政法人化する方針を定めた「新たな病院運営改革ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)を策定した。ビジョンは、2022年度内を目途として、地方独立行政法人を設立するとしている。新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中で、地域でその中核を担う病院における医療を後退させかねない地方独立行政法人化方針の策定は問題があると言わざるを得ない。

昨年12月に公表されたビジョンの素案へのパブリックコメントには、東京都からの財政支出の削減につながる地方独立行政法人化に反対する意見が多く寄せられていた。

しかし、ビジョンは都立病院について、行政的医療等に「都民の税金が投入されて」いるとして、「最小の経費で最大のサービスを提供していかなくてはなりません」と書き、公社病院についても「コストの見直しを更に進め」、「都の財政負担の軽減にもつながって」いくとしている。素案の時と表現は変わっているものの、地方独立行政法人化の目的が東京都の財政支出の削減にあることは明らかである。

財政支出を削減すれば、都立病院・公社病院が行っている感染症医療、小児医療、救急医療、周産期医療など、民間の医療機関では対応が難しい不採算の「行政的医療」は後退する懸念がある。

そもそも、地方独立行政法人法は、3年～5年の中期計画の期間ごとに業務の廃止や組織の廃止を含む見直しを行うことを定めている。

今、都立病院・公社病院の現場は、新型コロナウイルス感染症への対応に必死に取り組んでいる。地方独立行政法人化の対象の一つである多摩総合医療センターは、多摩地域において新型コロナウイルス感染症対策で重要な役割を果たしている。今必要なことは、地方独立行政法人化を推進することではなく、都立病院・公社病院への財政支出を思い切って行い、人員や医療の拡充を図ることである。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、改めて都立病院・公社病院の地方独立行政法人化方針を見直すことが必要である。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、都立病院・公社病院の地方独立行政法人化の中止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

東京都知事様

議員案第25号

オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月17日提出

小金井市議会議員

鈴木成夫
白井亨
坂井えつ子
湯沢綾子
斎藤康夫
田頭祐子
渡辺大三

オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されている。

定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集できない状態でも、議案審議、表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。

また、少子高齢化社会が到来する中で、育児や介護で容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議に参加できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められるであろう。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英國議会ではオンライン議会を実用化している。

しかしながら、我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることを前提としており、オンライン議会による本会議運営は現行法上できない。

一方で、総務省は令和2年4月30日付け総行行第117号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を発出したが、本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られる。

また、議会の意思形成過程である委員会審議においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、非常時には地方議会の判断で本会議の開催が情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、国として調査研究し、地方自治法における招集、応招、出席・欠席、表決等の規定を速やかに改正することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

議員案第 26 号

優先整備路線に位置付けられた小金井市の都市計画道路 2 路線に関して、
今年度の関連事務の停止と、長期的視点で事業化の見直しを求める意見
書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 17 日提出

小金井市議会議員

村 山 ひでき
白 井 亨
坂 井 えつ子
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

優先整備路線に位置付けられた小金井市の都市計画道路 2 路線に関して、
今年度の関連事務の停止と、長期的視点で事業化の見直しを求める意見
書

東京都は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下の令和 2 年 5 月 5 日、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政の運営について（依命通達）」を出した。その中で、「現下の状況を踏まえ速やかに中止する事業」の②「集中的・重点的な取組に注力するために休止する事業」に都市開発の推進等に関する事業も位置付けられている。この東京都の方針には賛同する。新型コロナウイルスという見えない敵と引き続き戦うためにも、小金井都市計画道路 3・4・11 号線外に関する今年度予定していた環境現況調査の着手を中止すべきである。

市が都市計画マスター プラン策定に向けた事前調査に同封して行ったアンケートでは、小金井市内の事業化予定 2 路線に関して、周辺地域に住む方人の 44% が事業について「知らない」という回答となっている。事業化に向けた事務を進める状況にないことは、この点からも明らかである。

また、今回の未知なる感染症に直面し、働き方のみならず地域の役割や生活様式についても大きな課題を突き付けられた。これは、自治体におけるまちづくりの面でも同様であり、これまでの既成概念にとらわれることなく見直すべきものの検討が必要である。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、小金井都市計画道路 3・4・11 号線外について、今年度の関連事務の停止と、長期的視点で 2 路線の事業化の見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

東京都知事様

議員案第 27 号

予防原則、人権保障の観点から電磁波の更なる安全対策を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 17 日提出

小金井市議会議員

白井 亨
坂井 えつ子
田頭 祐子
片山 薫
渡辺 大三
水上 洋志

予防原則、人権保障の観点から電磁波の更なる安全対策を求める意見書

第5世代移動通信システム「5G」の本格的なサービスが、本年3月に始まった。2021年春までには、全都道府県で展開されることになる。総務省は民間の4社に5Gで使う電波を割り当て、その際に大都市だけでなく地方での5Gを重視する審査基準を採用した。それに沿って各社は本年末までに、電波のやり取りに必要な高度な基地局を全都道府県で整備する。

5Gは、通信速度が現行の4Gの数十倍という「超高速」、通信のタイムラグが千分の一秒という「超低遅延」、1千平方キロメートル当たり100万台の端末を接続できる「多数同時接続」という特徴を持つ。この特徴をいかし、過疎地での遠隔医療やあらゆるものがインターネットにつながるIoTなど、幅広い分野の活用が期待されるとしている。

しかし、電磁波の影響を巡っては、電波を発する基地局の設置事業者と、健康被害を訴える住民との間で紛争になるケースが以前から絶えない。

宮崎県延岡市では、近隣住民が耳鳴りやしづれなどの体調不良を訴えて、2009年に基地局の運用差止めを求めて提訴したが、因果関係は認められず住民側は敗訴した。過去に同様の訴えが認められた事例はない見られるが、神奈川県鎌倉市は、2010年、健康被害を懸念する市民の求めに応じて「携帯基地局条例」を施行している。この条例は事業者に対し基地局建設設計画の事前提出や、近隣住民への説明会を開くよう求めており、事業者が設置を断念するケースもあるという。

現状でも紛争の種となる基地局であるが、5Gの電波周波数は従来よりも高いため、電波の飛ぶ距離は短くなる。そのため、よりきめ細かな基地局設置が必要となり、より健康被害が増えることが懸念されている。

総務省では、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）の防護指針に基づき、数値基準を守っているとしているが、ICNIRPの基準は「これ以上なはつきりと悪影響があり得る領域」との数値であり、これを守れば安全というものではないと、物理学の専門家、東北大の本堂毅准教授も指摘している。スイスやイタリアでは、電磁波の影響を受けやすい子どもがいる学校や病院に限っては、日本より百倍前後厳しい電磁波の規制値を設定している。フランスでは、保育園でWi-Fiの設置を禁止する法律もある。

2017年9月、欧州など35か国の科学者や医師、計180人以上が欧州委員会に対し、独立した科学者が子どもや妊婦に対して「有害ではない」と保証するまで、5Gの普及停止の措置を講じるよう求める提言書を提出した。

我が国でも、科学的に解明されてはいないが、規制値以下の電磁波でも、被ばくによってめまいや吐き気など様々な症状が出る「電磁波過敏症」と呼ばれる症状も知られており、医療関係者からは新たな健康被害発生の可能性も指摘されている。

こうした状況について、市民の暮らしの安全を足元から守る地方自治体からも、国に対し、電磁波の悪影響を抑える予防的な施策の導入を求めるべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、電磁波の影響を受けやすい子どもや妊婦、電磁波過敏症の方たちへの更なる安全対策を、予防原則、人権保障の立場で進めるよう、以下の事項を求めるものである。

- 1 子どもや妊産婦などに対しては、電磁波に関する新たな規制枠組みの創設を検討すること。
- 2 電磁波の公正な研究を更に促進すること。
- 3 電磁波過敏症の方々への対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
厚生労働大臣 様
経済産業大臣 様

議員案第28号

福島第一原発事故によるタンク貯蔵汚染水の陸上保管を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月17日提出

小金井市議会議員

坂井えつ子
田頭祐子
片山薰
渡辺大三
水上洋志

福島第一原発事故によるタンク貯蔵汚染水の陸上保管を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により発生しているトリチウム等タンク貯蔵汚染水の処理について、本年3月、東京電力は「検討素案」として処分方法を公表し、トリチウム以外の放射性物質の量を可能な限り低減（二次処理の実施）、トリチウムの濃度を可能な限り低く、地下水バイパス及びサブドレンの運用基準1リットル当たり1,500ベクレルを参考に検討して、福島県沖への海洋放出を年間22兆から100兆ベクレルで最長30年かけて放出する拡散シミュレーションを示した。

タンクに貯蔵されているのはトリチウムだけでなく、東京電力によればタンク群の72%に基準値を超える放射性物質が含まれている。1月時点で総量860兆ベクレルとされるタンク貯蔵トリチウムが海洋放出されれば、こうした放射性物質も同時に放出されることになる。

原発事故後の港湾内外への放射性核種ごとの放射能の総放出量や貯蔵タンク内の核種毎の放射能総量などの情報公開もなく、放出に関する環境アセスメントと総量規制も実施しないまま液体放射性廃棄物の海洋放出を行うことは許されず、タンク保管や固化保管等安全な陸上保管が現実的である。

コスト優先の海洋放出は、東日本大震災と原発事故から再生途上にある漁業者に打撃を与え、水産業を始め地域の社会経済への影響は甚大である。

本年3月、安倍首相は「意思決定まで時間をかける暇はそれほどなく、できる限り速やかに処分方針を決定したい」と発言し、本年夏までの海洋放出の政府決定に向けて走り出している。

新型コロナウイルス感染症対策で外出自粛が続く中、経済産業省はWEB会議で、傍聴者も入れずに福島県内関係自治体や15市町村議会、関係者のヒアリングを強行した。地元福島県の報道機関は「「時間切れ」許されない」という社説を出し、福島県浪江町議会が海洋放出反対の決議を行っている。

本年4月6日に開催された、関係者の意見を伺う場で、福島県漁業協同組合連合会の野崎会長は、「国の廃炉に向けて進めてきた汚染水の総量を減らすため、地下水バイパス、サブドレンの排出に苦渋の想いで協力してきた。トリチウムを含んだ水については、関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない、という御回答をいただいている。それ抜きに信頼関係は成り立たない。沿岸漁業では、1魚種1検体の抽出検査を行い、試験操業を実施していきている。令和元年度の漁獲高は、震災前の14%。本年2月に出荷制限が解除され、今後、増産に向けて舵を切ろうとしている。9年で若い漁業者の参入が進んだ。今後彼らに将来を約束していくためにも、海洋放出に反対する。また、海洋に県境はない。意図的に海洋にトリチウムを放出することは、福島県の漁業者だけで判断することはできない。全漁業者の意見を聞いてもらいたい。」と訴えた。これまで、福島県漁業協同組合連合会は、「海洋放出には断固反対する」、また、全国漁業協同組合連合会も「全国の漁業者・国民に対する裏切り行為であり、極めて遺憾である」と海洋放出を絶対に行わないよう強く求めている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、全漁業者を始め、福島県内各自治体、全国で公開の公聴会を開くこと及びトリチウム等タンク貯蔵汚染水の海洋放出をやめ、陸上保管による恒久的対策を確立することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様
復興大臣 様

議員案第29号

新型コロナウイルス災害下での生活困窮者支援と住宅支援策の充実を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月17日提出

小金井市議会議員

白井 亨
坂井 えつ子
斎藤 康夫
田頭 祐子
片山 薫
渡辺 大三
水上 洋志

新型コロナウイルス災害下での生活困窮者支援と住宅支援策の充実を求める意見書

2020年6月現在、新型コロナウイルス(COVID-19)に関連して、リーマンショック以上の景気の悪化が予想されている。緊急事態宣言による多分野に及ぶ営業自粛や、学校の一斉休業等の影響で、収入減や失業・倒産する人々が増えている。多くの人々が経済的に困窮し、住まいを失う恐れがある。また、東京には野宿の人が約1,000人、ネットカフェで生活する人が約4,000人存在すると言われ、様々な形の暴力により家の外に居場所を求める人々も多くいる。

今回の事態は、改めて日本の住宅政策の貧しさをあらわにした。ネットカフェ難民と言われる人々の多くが20代~40代である。今回、働き口がなくなり、わずかな所持金も底をつけ、生活保護を申請する人々も多くいる。実際、首都圏の自治体では、生活保護・生活困窮者支援窓口の相談件数が大幅に増え、住宅確保給付金の申請もうなぎ登りである。緊急小口資金の特例貸付の申請件数は全国で151,385件(2020年5月2日現在)となっている。

生活保護を利用する権利は、憲法第25条の生存権で保障されており、生活に困った時には誰でも速やかに利用できるよう、自治体の窓口での水際対策が行われないよう求められる。

また、単身者が入居できるセーフティネットとしての低廉な賃貸住宅が、都市部にはもっと必要であるが、残念ながら、多くの公営住宅は、稼働年齢世代の単身者は申し込むことができない。2011年の公営住宅法改正で同居要件が廃止されたにもかかわらず、多くの自治体が、条例で同居要件を定めたままにしている。応募倍率の上昇の懸念、単身向けには民間ストックがあること、公営住宅には世帯向け住戸が多いこと等が理由として挙げられている。

2017年「新たな住宅セーフティネット制度」がスタートしたが、登録件数は26,026件(2020年3月)にとどまり、実効性ある施策にはなっていない。

新型コロナウイルス災害下での実効性のあるハウジングファースト政策は緊急の課題であり、災害救助法に基づくみなし仮設住宅の確保による、みなし公営住宅の拡充も必要である。

よって、小金井市議会は、国会、政府及び東京都に対し、新型コロナウイルス災害下での生活困窮者支援と住居支援策の充実のため、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 生活保護を利用する権利は憲法第25条で保障された生存権であり、自治体窓口での水際対策を無くし、速やかな申請受理と生活支援を進めること。
- 2 65歳未満の若年単身世帯も公営住宅に入居できるようにするために、自治体で条例改正ができるよう、国は自治体への家賃補助の助成金を含む施策を実施すること。
- 3 東京都は、若年単身世帯が入居可能となるよう、同居要件を廃止する条例改正を行うこと。
- 4 政府は、住宅セーフティネット制度が実効性あるものとするため、借上げ公営住宅制度での活用及び入居継続支援に対する補助を実施すること。
- 5 東京都は、単身用物件を積極的に借上げ公営住宅として活用し、若年単身者の居住確保支援を行うこと。
- 6 災害救助法に基づくみなし公営住宅の拡充に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
経済再生担当大臣 様
東京都知事 様

議員案第30号

プロバイダ責任制限法の改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月17日提出

小金井市議会議員

吹春 やすたか

宮 下 誠

渡 辺 大 三

プロバイダ責任制限法の改正を求める意見書

今年5月、都内で芸能人の自死事件が報じられ、事件の背景にはSNSによる誹謗中傷があると報じられている。そのことは当初、インターネットニュースを中心に報道されたが、日々拡がりを見せ、各メディアで取り上げられる大きなニュースとなっている。

インターネット上で特にSNSでの誹謗中傷による人権侵害は後を絶たない。SNSでは誹謗中傷は匿名による書き込みを行えるため、多くの人が行っている事が懸念される。また、事件へと発展したり、誹謗中傷の書き込みに対し批判が強まると、書き込みを削除し、自分は関わりがなかった体を装う。誹謗中傷による被害の件数は、数値として表しづらい点もSNSの特徴である。

特に、利用者の多くを占める若年層にとって、この状況を看過することは、被害者と加害者を増やすことが懸念され、新型コロナウイルスに伴う個人、事業者、医療機関等に対する風評被害、誹謗中傷も過熱している。

SNSでの誹謗中傷に対し、現行法では、人権侵害への対応については、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）などの制度はあるが、表現の自由との兼ね合いから消極的になり、法的措置に時間と手続きを要し、開示される情報も制限され、更に利用者の情報は任意開示となっているため実効性に欠ける。投稿の削除要請を申請しても、任意の措置であり強制力を伴っていない。

今後、このような誹謗中傷による被害者を無くし、手軽な書き込みから人を陥れるような行為を無くすために、インターネット上のSNS利用に関して権力による不当な言論弾圧につながらないよう十分に留意しつつ、適切な法改正を行うことが必要である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、プロバイダ責任制限法の現状での問題点を洗い出し、健全なネット社会の一端としてSNSが存在できるよう、改正に早急に取り組むことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

議員案第31号

不動産価格の急激な下落に備え、都市農地保全のための措置を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月17日提出

小金井市議会議員

白井 亨
湯沢 綾子
斎藤 康夫
片山 薫
宮下 誠
渡辺 大三

不動産価格の急激な下落に備え、都市農地保全のための措置を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響により、不動産価格が大きく下落する可能性が指摘されている。しかるに、2020年の公示価格は新型コロナウイルス感染症の影響を織り込んでいないため、仮に相続税評価額が実勢価格を上回った場合、相続人が過大な相続税を負担しなければならない状況が懸念される。

この点、特に都市農家においては、相続税の支払いのために農地を売却せざるを得ないケースが多く、実勢価格が急激に下落すれば都市農地の減少が一層加速することは避けられない。

近年、農地は都市に「あるべきもの」と位置付けられ、地場産農畜産物の生産拠点であるとともに、農業に対する理解の醸成、緑地空間の提供、災害時の避難所としての役割など多面的で重要な機能を担っている。一度失われた都市農地を蘇らせるのは極めて困難であるところ、豊かな都市環境を後世に残すためにも、新型コロナウイルス感染症という災害によってこの貴重な財産を失うことがあってはならない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、都市農地を保全するため、不動産価格が急激に下落した場合にも相続人の負担が過大にならないよう、改正前の取得費加算の特例に類似の制度を構築するなど、法整備や特例措置による対応を検討することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様
財務大臣様
総務大臣様
農林水産大臣様
国土交通大臣様

議員案第32号

PCR検査体制の強化と医療現場への財政支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月17日提出

小金井市議会議員

片山 薫
渡辺 大三
水上 洋志

PCR検査体制の強化と医療現場への財政支援を求める意見書

新型コロナウイルスの感染が広がり、国民の命と健康、暮らしに甚大な影響を与えている。

日本のPCR検査数は世界的に見ても大きく立ち遅れており、感染状況の全体像はいまだ把握できていない。医師が必要と判断した患者のPCR検査が保健所を通さずに行える仕組みの整備が必要であり、検査体制を抜本的に強化してこそ感染の実態を正確に掴み、効果的な対策を進め、感染拡大を収束させることができる。感染の第2波、第3波が起きた場合にも、迅速で的確な対応が可能になる。

同時に、新型コロナウイルスから国民の命を守るために、最前線に立っている医療機関と医療従事者の活動を支援していくことが課題である。新型コロナウイルスへの対応をすればするほど病院が経営難となり病院自体が崩壊しかねない状況である。

医療従事者は常に感染のリスクと向き合いながら使命感を持って診療に当たっている。医療従事者への感染は院内感染や医療崩壊に直結する。医療従事者を守り支える施策は待ったなしである。

医療崩壊を食い止め、感染拡大防止と経済活動再開を両立させる上で決定的な鍵を握っている、検査の遅れを解消するためのPCRセンター強化と医療供給体制強化のための抜本的な財政支援が必要である。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 東京都医師会が都内47の地区医師会、各自治体とともに設置を進めているPCR検査センターに対し、東京都が全面的な財政支援を行うこと。ドライブスルー、ウォークスルー方式の導入を推進するために、要望があれば、都有地や都の施設などを活用すること。
- 2 東京都の責任で、医師が必要と判断した患者のPCR検査を保健所を通さずに行える仕組みを、一刻も早く都内全域で整備すること。保健所の負担軽減と体制強化のための支援を強めること。
- 3 院内感染防止等のために、医療機関が行っているPCR検査に対し、医療保険の適用を全面的に認めるよう国に要望するとともに、実現までの間、東京都が全面的な財政支援を行うこと。介護、福祉、保育、教育等の現場で働く人たちが、公費で定期的にPCR検査を受けられるようにすること。
- 4 PCR検査の実施状況と検査結果の全体を詳細に公表し、7日間の移動平均とともに、日々のPCR検査陽性率を明らかにすること。
- 5 PCR検査と並行して、東京都の財政負担で抗原検査、抗体検査の活用を積極的に進めること。検体として唾液の利用を積極的に進めること。
- 6 重症患者、中等症患者、無症状・軽症患者ごとに、新型コロナウイルス感染者受入れ病床、宿泊療養施設を一刻も早く確保すること。移行期・蔓延期の医療体制確保も見据え、日本医師会が提唱している専門病院や専門病棟の設置を進めること。感染者の医療とそれ以外の医療区域を明確に区分し、感染拡大防止策を徹底すること。東京都の全面的な財政負担で発熱外来の設置を促進すること。
- 7 院内感染を防ぐための医療材料の確保、供給を進めること。人工呼吸器、ECMO（エクモ）の確保とともに、医療機器の管理・運用のための専門スタッフの療養・配置を急ぐこと。
- 8 東京都は、経営難、経営危機に直面している医療機関を守るために、財政支援を抜本的に強めること。島しょ部の医療体制を強化するために支援すること。
- 9 今秋以降のインフルエンザの流行を抑え、医療崩壊を食い止めるため、インフルエンザワクチンが十分に供給されるよう、国とともに準備を進めること。同ワクチンの接種を促進するために患者負担をなくす財政措置を講じること。
- 10 新型コロナウイルス感染症の治療や検査等に当たっている医療従事者を対象にした「危険手当」の対象と金額を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

東京都知事様

小金井市議会議長 五十嵐 京子

議員案第33号

営業と雇用、暮らし、文化・芸術を支える補償と支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月19日提出

小金井市議会議員

坂井えつ子

斎藤康夫

田頭祐子

片山薰

渡辺大三

水上洋志

営業と雇用、暮らし、文化・芸術を支える補償と支援を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした緊急事態宣言は解除されたものの、東京都や北九州市では再び感染者の増へと向かい始めている。そのため「自粛緩和」へと動きはじめた社会・経済活動は、ここにきて足踏み状態となっている。

外出自粛、休業要請が続く中、都民の暮らし、営業は深刻な打撃を受けている。派遣切りなどで仕事を失い生活が立ち行かなくなったりや倒産・廃業に追い込まれる事業者が増え、文化や芸術に携わる人々も苦境に立たされている。

国や東京都は、営業や暮らしを支えるための支援策をこの間打ち出しているが、助成の対象要件に合致せずに支援の外に置かれるケースや、申請する際に多くの書類が求められるもの、受理されても助成されるまでに相当の期間を要するものなど、支援策そのものが今日の実態に追いつかない状況となっている。しかも東京都には補償施策がなく、協力金も対象事業者は都内中小企業、個人事業主の3割にすぎない。都民の暮らし、営業を守り抜き、感染症を克服するためには、補償施策を確立するとともに、その対象と規模を抜本的に拡充することが強く求められる。

感染のうねりは第2波、第3波が必至といわれ、更なる流行に備えた対策を講じることはもとより、既に計り知れない影響を被っている営業や暮らしへの更なる支援策は待ったなしである。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 感染拡大防止協力金の対象業者の線引きをやめ、緊急事態宣言の下での休業等により減収になっている全ての中小企業、個人事業主等に協力金を支給すること。その際、協力金は、申請の段階で支給し、審査は支給後とするなど、迅速に支給するよう改善すること。
- 2 家賃やリース料など固定費に対する本格的な補償に踏み出すこと。ライブハウスやバーなど、利用を避けるよう東京都知事が名指しした事業者には、特段の支援を行なうこと。
- 3 緊急融資は迅速に執行するなど、営業を守り抜くためのあらゆる措置を探すこと。
- 4 生活が困窮している学生・院生や若者、低所得世帯への家賃助成の実施、学生・院生への緊急給付型奨学金の確立、非正規労働者、フリーランス等に対する生活費の補償を行うこと。
- 5 都立大学、都立専門学校の授業料を半額免除すること。私立の小・中学校、高等学校で必要な授業料等の減免を行えるよう、東京都として各学校の減免制度への補助率を上げるなど、支援を拡充すること。
- 6 住民基本台帳に記録されていない人、東京都が提供するホテルに滞在している人、DVや虐待被害者にも特別定額給付金が速やかに届くよう、区市町村と連携して実効ある措置を探ること。ホームレス状態にある人々などへの特別定額給付金に関する丁寧な情報提供及び給付手続きを区市町村と連携して進めること。
- 7 文化・芸術への支援を抜本的に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

東京都知事様

議員案第34号

国に対しC O V I D-19対策としての学生・高等教育機関への支援と高等教育無償化の計画を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月19日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

白 井 亨

坂 井 えつ子

田 頭 祐 子

水 上 洋 志

国に対しCOV I D－1 9対策としての学生・高等教育機関への支援と高等教育無償化の計画を求める意見書

1 国の新型コロナウイルス感染症に関する学生及び高等教育機関への不十分な支援対策

内閣は、5月19日、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で困窮する学生に対し現金給付を閣議決定した。募集の対象は、2020年6月2日現在で国内の大学（専攻科、別科及び大学院含む）、短期大学（専攻科、別科を含む）、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る）、専門学校（専修学校（専門課程（上級学科を含む）））及び日本語教育機関に在籍する学生とされている。

支給金額は、住民税非課税の学生については20万円、他の学生については10万円である。受け取れる条件は以下のとおり。（詳細は文部科学省ホームページを参照されたい https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html）

対象学生は、家庭からの仕送り額が年間150万円未満、自宅外で暮らしているあるいは家庭から援助を受けていない、生活費・学費に占めるアルバイトの割合が高い、家庭の収入減少等で家庭からの支援が受けられない、新型コロナウイルスの影響でアルバイトの収入が5割減少し、かつ以下のいずれかに該当する者である。修学支援新制度を利用あるいは申請中である。日本学生支援機構の第一種奨学金を限度額まで借りている、日本学生支援機構の第一種奨学金が借りられず、民間等の支援制度を利用している、のいずれかに該当する学生が支援対象となる。

しかし、本制度は全く不十分であると言わざるを得ない。高等教育無償化プロジェクトFREEの集めた「影響調査」には「家計収入の減少は5割」、学生の85%がアルバイトをしているという状況の中「7割の学生が減収」、「学生の5人に1人が退学を検討」などの実態が寄せられている。「アルバイト収入が途絶えて食事もかなり抑えて苦しい。母は失業した。家賃の支払いも厳しい。親の収入で奨学金の給付型と無利子も該当しないが、兄弟もいるので学費は有利子の奨学金を借りて払っている」（私立大学3年、世帯年収：600～800万円）などと、世帯年収に関係なく学生の困難な状況が広がっており、学生が適切な支援を受けられていない状況が生じている。

2 国の高等教育における無償教育の漸次の導入という法的義務の不履行

憲法第26条第1項により、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とある。ここでいう「ひとしく」とは、教育の機会均等を意味し、特に経済的理由によって就学できないことがないようにすることを要求している。すなわち、すべての人が、お金の心配をせずに大学・短期大学・大学院・高等専門学校に行けるよう、国は法令を整備しなければならない。

これは国際的にも求められていることである。日本国も批准している社会権規約第13条第1項には、「教育についてすべての者の権利を認める」とある。また、社会権規約第13条第2項（c）には、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること」とある。同様に、子どもの権利条約第28条第1項も、「締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に（略）（c）すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする」としている。社会権規約においては第2条で、子どもの権利条約においては第4条で締約国の実施義務を規定している。

具体的に、国がどのように実施義務を果たすのかについては社会権規約の一般的意見第13パラグラフ52において整理されている。そこでは、締約国である日本が「規

約に従った中等、高等および基礎教育の提供を含む国家的教育戦略（national educational strategy）を探査しつつ実施するよう求められ」ていることが指摘されており、それが最低限であるとしているのである。また、この戦略（あるいは計画）には、「教育への権利に関する指標および基準点のような、進展が緊密に監視できるようにするためのしくみが含まれるべきである」とされている。すなわち、国は、市民が監視できるような高等教育における無償教育導入までのロードマップを国民に示さなければならないのである。

1979年、日本国は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条2（b）及び（c）の規定の適用に当たり、これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束されない権利を留保する」とした。その後2013年にはこの留保を撤回し「よって、日本国は（略）これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束される」とこととなる。ここでいう「無償教育の漸進的な導入」とは、一般的意見第13パラグラフ14において整理されており、「無償の中等教育および高等教育の達成に向けて具体的な措置をとる義務もあるということを意味する」とされている。

無償というのは、授業料や教科書代、入学会等学校でかかるお金がかからないということである。ここでいう無償とは、一般的意見第11パラグラフ7において整理されており、「この権利は、子ども、親または保護者に対して対価を要求することなく（略）教育が利用可能となること。（略）政府、地方の公的機関または学校が課す料金およびその他の直接の費用はこの権利の享受に対する阻害要因となり、その実現を危うくする可能性がある。（略）親に対する強制的負担要求（実際には任意でないのに任意であるかのように説明されることもある）のような間接的な費用（略）も同じ範疇に含まれうる」とされている。

以上は、初等教育における無償の概念を整理したものであるが、同じ無償の概念が高等教育にも援用されているため、高等教育における無償教育を享受する主体は学習者と捉えられる。

以上により、学習者に負担を迫る、貸与型の奨学金制度を整備することは、無償教育の漸進的導入という国際的な法的義務も果たせていないことになる。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策として行われている学生・高等教育機関への支援策が、有効であるかを判断する実態調査を定期的に行い、学生・高等教育機関に対する更なる緊急支援策を行うこと。
- 2 市民が監視できるような高等教育における無償教育導入までの、期間と過程を明確にした計画を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
文部科学大臣様

議員案第35号

新型コロナウイルス感染症の感染防止策について、更なる改善を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年6月19日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし
白 井 亨
坂 井 えつ子
田 頭 祐 子
水 上 洋 志

新型コロナウイルス感染症の感染防止策について、更なる改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、約17,000人の陽性患者と900人近い死者（5月30日時点）が発生している。

新型コロナウイルスの感染を防止するための「外出自粛要請」等で、飲食店などが倒産や廃業に追い込まれており、リーマンショック以上の経済の落ち込みであると専門家は指摘している。まさに私たちは、かつて経験したことのない危機と向き合っている。

この間、市内の様々な事業者、市民から不安の声が寄せられている。

医療機関は、新型コロナウイルスの影響で赤字経営となっており、このままの状況が続ければ病院を廃院せざるを得ず、地域医療が崩壊しかねない。PCR検査センターも医師会の努力で開設されているが、国の助成金は少ないので実情である。

国は、飲食店等の家賃補助を創設することとなつたが、スピードが遅く、来客の見込みもたっておらず、先行きが見えない状況である。

建設現場では、現場閉鎖や、中国など諸外国からの住宅資材が手に入らず、工事が中止や延期になり、中小建設業者の経営基盤を揺るがしかねない事態が広がっている。

こうした中でもそれぞれが、自らの貯えや融資、雇用調整助成金などを駆使して労働者の雇用を守りながら事業継続のために奮闘している。先行きの見えない状況に、いつまで持ちこたえられるかなど大きな不安を抱えている。

緊急事態宣言は一旦解除されたが、感染は完全に収まっておらず、次の感染の波がいつ、どのように起こるか、油断はできない。第2波への備えを急ぐことは不可欠である。そのため、政府は、医療・検査体制の抜本的拡充、国民の暮らしと営業を支える補償の本格的な仕組みづくりに真剣に取り組む必要がある。

地元に根差して、地元の安心と安全なまちづくりを目指す医療、商業、建設業者は、国や東京都に対し、地域中小業者が生き残れるよう、更なる抜本的な対策を求める。

よって、小金井市議会は、政府及び東京都に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 社会福祉協議会で対応している緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について貸付金額を引き上げること。
- 2 国が実施している「持続化給付金」などの申請について、更に簡易な手続きにし、一刻も早く支給すること。また、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、給付金の対象者や金額を拡大すること。
- 3 消費税・住民税などの納付期限の猶予だけでなく、減額・免除を検討し実施すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ医療機関を始め、それ以外の地域の医療機関に対し、国・東京都が更なる支援を行うとともに、PCR検査体制への支援を強化すること。
- 5 全ての国民に「特別定額給付金」が支給されるようにするために、実情に合った支給ができるように改善すること。とりわけ、離婚協議中の女性、弱い立場に置かれた人に確実に支給されるようにすること。
- 6 東京都が実施している「感染拡大防止協力金」の対象業種に、建設業など影響を受けている他の業種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
厚生労働大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
経済再生担当大臣 様
東京都知事 様

議員案第36号

小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年6月19日提出

小金井市議会議員

鈴木成夫
白井亨
坂井えつ子
湯沢綾子
田頭祐子
片山薰
宮下誠
渡辺大三

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活への影響を鑑み、議員報酬を減額するため、本案を提案するものであります。

小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員が受ける議員報酬について、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号。以下「条例」という。）第2条の特例を定めることを目的とする。

(議員報酬の特例)

第2条 令和2年7月に議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員に支給する議員報酬月額については、条例別表議員報酬月額の欄中「575,000円」とあるのは「460,000円」と、「520,000円」とあるのは「416,000円」と、「505,000円」とあるのは「404,000円」と、「490,000円」とあるのは「392,000円」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、令和2年7月31日限り、その効力を失う。

議員案第37号

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

地方自治法第112条及び小金井市議会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年6月19日提出

小金井市議会議員

鈴木成夫

白井亨

坂井えつ子

湯沢綾子

田頭祐子

片山薰

宮下誠

渡辺大三

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、同感染症によって深刻な影響を受けている市民・事業者を支援することを目的とする新たな基金を設置するため、本案を提出するものであります。

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第13項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）対策のための事業に必要な資金を確保するため、小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものとする。

- (1) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策のために寄せられた寄附金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 第1条の目的を達成する事業に充てる場合に限り、当該基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議員案第38号

小金井市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年6月22日提出

小金井市議会議員

白井 亨

田頭 祐子

片山 薫

渡辺 大三

小金井市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例

小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「整えます」を「整えるとともに、子どもの権利が保障されるように、その推進計画をつくります」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市は、子どもにやさしいまちづくりを進めるための計画が、この条例をいかし子どもにとって最も良いものとなるように、市民や専門家とともに点検と評価を行い、市民へ報告します。

第16条第2項中「相談について速やかに対応します」を「相談や救済に対し速やかに対応するだけでなく、子どもの権利を保障できる権限を持つ子どもオンブズパーソンを設置します」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行します。

し

小金井市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

	改正条例	現行条例	備考
第15条 省略	第15条 省略	第15条 省略	
2 省略	2 省略	2 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われます。	推進計画の規定の追加
3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えるとともに、子どもの権利が保障されるように、その推進計画をつくります。	3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市組織を整えます。	3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市組織を整えます。 4 市は、子どもにやさしいまちづくりを進めための計画が、この条例を生かし子どもにとって最も良いものとなるよう、市民や専門家とともに点検と評価を行い、市民へ報告します。	市民への報告規定の追加
第16条 省略	第16条 省略	第16条 省略	第三者機関設置の追加
2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済に対し速やかに対応するだけでなく、子どもの権利を保障できる権限を持つ子どもオンブズペersonを設置します。	2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談にについて速やかに対応します。	3 省略 付 則 この条例は、公布の日から施行します。	

議員案第39号

小金井市奨学資金支給条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年6月23日提出

小金井市議会議員

田頭祐子
片山薰
たゆ久貴
渡辺大三
板倉真也
水上洋志

(提案理由)

この間の経済情勢と新型コロナウイルス感染症による市民生活をふまえ、奨学金の支給額を増額するため、本案を提出するものであります。

小金井市奨学資金支給条例の一部を改正する条例

小金井市奨学資金支給条例（昭和35年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（奨学金の支給）」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、毎年度、高校生及び高等専門学校生（第1学年から第3学年まで）については50人以内、大学生及び高等専門学校生（第4学年及び第5学年）については10人以内に対して奨学金を支給する。

第8条第2項第1号中「5,300円」を「12,000円」に改め、同項第2号中「12,200円」を「20,000円」に改める。

付 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

小金井市奨学資金支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(奨学金の支給) 第8条 市長は、毎年度、高校生及び高等専門学校生（第1学年から第3学年まで）については50人以内、大学生及び高等専門学校生（第4学年及び第5学年）については10人以内に対して奨学金を支給する。	(奨学金額) 第8条 市長は、毎年度予算の範囲内で、奨学金を支給する。	見出しの変更及び 奨学金の支給人数 の規定の追加
2 奨学金の支給金額は、次の区分により、本人の希望、家庭の事情等を参照して市長が定める。 (1) 高校生及び高等専門学校生（第1学年から第3学年まで）月額 <u>12,000円</u> 以内 (2) 大学生及び高等専門学校生（第4学年及び第5学年）月額 <u>20,000円</u> 以内	2 奨学金の支給金額は、次の区分により、本人の希望、家庭の事情等を参照して市長が定める。 (1) 高校生及び高等専門学校生（第1学年から第3学年まで）月額 <u>5,300円</u> 以内 (2) 大学生及び高等専門学校生（第4学年及び第5学年）月額 <u>12,200円</u> 以内	奨学金の上限の拡大
付 則 この条例は、別に規則で定める日から施行する。		

議員案第40号

第5次基本構想・前期基本計画の内容について、新型コロナウイルスの
社会的影響を踏まえることを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年6月23日提出

小金井市議会議員

白井 亨
斎藤 康夫
片山 薫
渡辺 大三
水上 洋志

第5次基本構想・前期基本計画の内容について、新型コロナウイルスの 社会的影響を踏まえることを求める決議

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市民は様々な行動変容を求められたことはもとより、暮らし、まちづくり、文化・教育、行政経営の在り方等について、これまでの価値観の変容をも迫られていると言っても過言ではない。

現在、市長は小金井市としての最上位計画である第5次基本構想・前期基本計画の今年度末の策定を目指している。長期計画審議会委員の皆様によって幾重にも渡る議論を重ねられ、1年以上かけて市民参加の下で積み上げてきたことは心から感謝するものである。しかしながら、現在実施しているパブリックコメントは、新型コロナウイルスの社会的影響を全く想定していない内容のものである。これらの経験も踏まえ、今後的小金井市が目指す目標・計画として、従来の価値観のみで構成されていないか、再度検討が必要である。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、パブリックコメントの結果と長期計画審議会委員の皆様の意見を踏まえ、予定したスケジュールに縛られることなく、新型コロナウイルスの社会的影響と経験を反映した第5次基本構想・前期基本計画を策定することを求めるものである。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第41号

新型コロナウイルス感染の情報公開の在り方に関する決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年6月23日提出

小金井市議会議員

湯沢綾子

宮下誠

渡辺大三

水上洋志

新型コロナウイルス感染の情報公開の在り方に関する決議

新型コロナウイルス感染症のクラスターが市内の病院で発生した。

当該病院が東京都多摩府中保健所などと連携して、必死で感染の防止のために努力し対応していることに敬意を表するものである。

この間、病院からの発表が小金井市のホームページでも掲載されている。報告ごとに感染者数が増加し、現在令和2年6月16日の第6報は、患者・職員の感染者54名と伝えられている。東京都多摩府中保健所、厚生労働省クラスター対策班が対応し感染防止に努めているとしているが、主に数だけの発表で、感染が収束せずに広がり続けていると思わざるを得ない状況である。

新型コロナウイルス感染に関する情報は、その公開については東京都が行うことが基本とされ、病院内での感染の広がりは病院の発表が基本とされている。多くの市民から、今回の感染の広がりに、「いったいどうなっているのか」、「何か気を付ける必要があるのか」など様々な疑問や不安の声が寄せられている。

市内で発生した大規模なクラスターなどの感染については、市長として市民生活に責任を負う立場から、より主体的、迅速に市民と市議会に情報提供する必要があると思われる。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 こうした一定規模の感染の広がりに際して、市長が責任を持って市民に情報を発信・提供できるように、小金井市としての情報発信と公開の在り方について、東京都と協議し改善することを求める。
 - 2 病院近隣の地元住民から不安の声が寄せられている。ホームページだけでなく、地元住民に情報を届ける等の対応が必要である。東京都、当該病院と協議し対応することを求める。
 - 3 少なくとも市長が、今回の感染の広がりについて、現状と今後の方向を市議会に對して説明することを求める。
 - 4 今後、市内の医療機関や高齢者・障害者施設でのクラスター感染発生を想定した対応策を強化すること。
 - 5 高齢者、障害者（児）が新型コロナウイルスに感染した場合についても、感染症に対応する病院とスムーズに連携ができるよう日常的な対応策を確立すること。
- 以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第42号

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設に関して、慎重な検討を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年6月23日提出

小金井市議会議員

湯沢 綾子

片山 薫

宮下 誠

渡辺 大三

水上 洋志

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設について、慎重な検討を求める決議

新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界も我が国も甚大な人的、経済的被害を受けている。しかも、いまだ終息時期は見通せず、今秋以降の第二波、第三波の襲来も強く懸念されるところである。世界経済の急激な悪化は、国、東京都、そして本市の今後の財政運営にも深刻な影響を与えるものである。

そのような状況下、国内では、庁舎建設の発注を延期したり、建設計画そのものを凍結したりする事例も発生しているところである。新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態を踏まえ、慎重な対応をすることは、住民福祉の向上を最大の目的とする自治体として当然のことである。また、そもそも庁舎建設は市民の理解と納得に立脚して行われるべきものである。

本市においては、新庁舎及び（仮称）福祉会館の建設は、基本設計を本年3月に終え、6月2日に実施設計を契約した旨が市長から報告された。

市長は当初「市民への新たな負担はない」と説明していた。しかし、総事業費は約107億円（起債の利息を含まない額）にまで膨張し、事業収支も明確にはなっていない。現時点では、新型コロナウイルス感染症の影響を反映した市全体の財政計画すら示されていない。

よって、小金井市議会は、市長に対し、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大という人類史に残る重大事件に直面した現在、市民の生命・健康・生活・営業の維持を最優先すべく、新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設については、丁寧に進めること。
- 2 現下の社会経済情勢を踏まえ、市の限りある財源は、新型コロナウイルス感染症対策及び市民や事業者の支援に最優先に配分すること。
- 3 新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設の詳細な事業収支、市全体の財政計画を示し、市民及び議会の理解を得ること。
- 4 新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設の抜本的なコストダウンが必要と判断される場合は、これまでの基礎的与条件の見直しを含め、あらゆる可能性を検討すること。
- 5 重大な感染症の発生にも対応するという要素を加味して、設計の見直しの必要性を検討し、議会に示すこと。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第43号

議案第50号令和2年度小金井市一般会計補正予算（第4回）に対する
決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年6月23日提出

小金井市議会議員

白井 亨
坂井 えつ子
湯沢 綾子
田頭 祐子
片山 薫
宮下 誠
渡辺 大三
水上 洋志

議案第50号令和2年度小金井市一般会計補正予算（第4回）に対する
決議

小金井市議会は、議案第50号令和2年度小金井市一般会計補正予算（第4回）に
関して、以下の意見を付して議決するものである。予算執行に当たっては十分に留意
されたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、小金井宮地楽器ホール（市民交流
センター）の各室の入場者数が制限されることから、利用料金を半額とし、当該措
置に伴う減収分を指定管理者に補償するとの提案がなされた。しかし、大ホールに
おいては57%、小ホールに至っては67%～80%も入場者数が制限されること
になり、半額措置でも十分とは言えない。よって、制限の割合に応じた利用料金な
ど、柔軟に減免を図るべきである。
- 2 新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも第一線で働いていただいた障害福祉
事業所等職員や介護事業所職員に慰労品（5,000円相当）を贈呈するとの提案
がなされた。感謝の意を表する意味で適切な措置である。一方、医療従事者や保育
従事者等への慰労品は予算措置されていない。どこまでを慰労の範囲とするかは判
断が難しいところではあるが、医療従事者や保育従事者等への慰労品の贈呈は必要
であり、一定の対応を要望する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた学生を支援するため、自転
車駐車場定期使用料（4月分及び5月分）を補助するとの提案がなされた。学生へ
の支援は必要であり、学校が完全に休校となる中で、本施策についても適切な措置
である。一方、申請方法については懸念が示された。補助を希望する学生が漏れな
く援助を受けられるよう、柔軟な運用を強く求める。

以上、決議する。

令和2年 月 日